

平成29年度

事業報告書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会



# 平成29年度事業報告書

## I 法人の概況

### 1 設立年月日

昭和62年2月20日（地方公務員共済組合協議会は、旧民法第34条に基づく公益法人の社団法人として、内閣総理大臣・文部大臣・自治大臣の設立認可により設立された。）

### 2 社団法人から一般社団法人へ移行

地方公務員共済組合協議会は、平成24年10月22日付で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条の規定に基づき、内閣総理大臣より「一般社団法人」としての認可を受け、同年11月1日に名称変更し、一般社団法人へ移行した。

### 3 定款に定める目的

一般社団法人地方公務員共済組合協議会（以下「協議会」という。）は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づいて設立された地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「共済組合」という。）の行う事業の健全な運営を図るとともに、共済組合の制度及び事業に関する調査、研究、情報の収集、関係機関との連絡調整、年金受給者等に対する広報活動等を行うことにより、年金受給者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 4 定款に定める事業内容

- (1) 社会保障制度に関する調査研究、共済組合の制度及び事業に関する調査研究のために設置する業務調査部会に係る運営
- (2) 共済組合の制度及び事業に関する情報の収集及び連絡並びに資料の配付
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 共済制度に関わる研修及び人材の育成
- (5) 年金受給者等に対する情報提供、広報活動等
- (6) その他その目的達成に必要な事業

### 5 会員の状況

平成30年3月31日現在における正会員及び賛助会員数は、以下のとおりである（別紙1参照）。

- (1) 正会員                      6 共済組合
- (2) 賛助会員                73 社（金融機関等）

## 6 役員の状況

平成30年3月31日現在における役員は、別紙2のとおりである。

## 7 職員に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 事務局長 1名（前年度と同じ）
- (2) 臨時職員 1名（同上）
- (3) 地方公務員共済組合連合会との「地方公務員共済制度に係る事業に関する協定書」により、同連合会総務部企画課職員のうち、協力職員として協議会の事務に従事している職員 5名

## II 事業の概況

### 1 平成29年度の事業期間

平成29年度の事業期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間である。

### 2 事業の実施状況

#### (1) 長期給付・短期給付合同部会

次の議題を検討するため、厚生労働省・日本年金機構の要請により、平成29年9月21日（木）に開催した。

##### 【議題】

国民年金第3号被保険者関係届等に関する事務処理等の変更点

- ①マイナンバーによる届出の開始、住所変更届等の届出省略について
- ②国民年金第3号被保険者関係届の様式変更について

##### 【議題概要】

マイナンバー制度導入に伴う国民年金第3号被保険者関係届等に関する事務処理等の変更点について、厚生労働省・日本年金機構から各組合あて説明を受けた。

#### (2) 保険者による健診・保健指導等に関する検討会

医療保険者の代表者等が委員となり、特定健康診査・特定保健指導のより円滑な特定健診・保健指導の実施を推進し、保健事業の取組の強化を図るため、厚生労働省主催の会議が開催されている。地方公務員共済組合では、協議会が

会議に出席しており、会議状況や資料等を各組合に情報提供している。

なお、開催状況は、以下のとおりである。

**【会議の開催状況】**

年月日	回数	議題
29.4.24	第 29 回	保険者インセンティブについて
29.10.18	第 30 回	(1) 特定健診・特定保健指導の 2015 年度実績と後期高齢者支援金の加算減算について (2) 健保組合・共済の後期高齢者支援金の加算・減算制度の減算指標（2018 年度以降）について
30.3.30	第 31 回	(1) 特定健診データの保険者間の引継ぎ、マイナポータルを活用した特定健診データの閲覧について (2) 後期高齢者医療制度の保健事業について（現状報告）

**(3) 都道府県ブロック会議**

平成 29 年 1 月 19 日に「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において「第 3 期特定健康診査等実施計画期間（平成 30 年度～35 年度）における特定健診・保健指導の運用の見直しについて（議論のまとめ）」がとりまとめられ、今後、各医療保険者においては、本とりまとめを踏まえ、特定健康診査等実施計画を策定し、平成 30 年度からの特定健診・保健指導を効果的・効率的に実施できるよう準備を進めていくこととなった。このため、各都道府県及び保険者協議会が各医療保険者に対する的確な支援が行えるよう、厚生労働省主催の都道府県ブロック会議が各ブロックで開催され、第 3 期における特定健診・保健指導の運用の見直しの内容について説明されるとともに各都道府県、各保険者協議会との意見交換が実施された。地方公務員共済組合では、協議会及び各組合が会議に出席している。

なお、開催状況は、以下のとおりである。

**【会議の開催状況】**

年月日	議題
29.7.7	(1) 厚生労働省説明 ・第 3 期特定健康診査等実施計画期間における特定健診・保健指導の運用の見直しについて ・保険者協議会の役割について (2) 保険者協議会の取組事例紹介 (3) 出席都道府県及び保険者協議会との意見交換 ・厚生労働省の説明及び事例紹介に関する意見交換

#### (4) 保険者協議会中央連絡会

各都道府県に設置された保険者協議会の連携協力を促進することを通じて被保険者等の健康の増進及び医療費適正化の推進を図り、もって医療保険制度の安定的運営に寄与することを目的として設置され、健保組合等の保険者団体が委員となり、必要に応じて会議が開催されている。地方公務員共済組合では、協議会が会議に出席しており、会議状況や資料等を各組合に情報提供している。

なお、開催状況は、以下のとおりである。

##### 【会議の開催状況】

年月日	回数	議題
29.5.24	第32回	(1) 健康増進法改正（受動喫煙防止対策強化）の状況について (2) 医療計画の見直し時の保険者協議会の対応について (3) 「日本健康会議 宣言3」達成に向けての対応について (4) 特定健診等データの保険者間のデータの移動について ( 関東甲信静地区国民健康保険振興協議会からの要望等について) (5) 都道府県医療費適正化計画の見直し時の保険者協議会の対応について (6) 都道府県のガバナンス強化に伴う保険者協議会のあり方について (7) その他
30.3.13	第33回	(1) 都道府県保険者協議会の見直し等について (2) 都道府県保険者協議会における医療費適正化計画、医療計画にかかる都道府県あて意見等提出状況について (3) 健康増進法改正（受動喫煙防止対策強化）の状況について (4) その他

#### (5) 各共済組合からの委任により行う契約事務等

各共済組合から委任を受けて締結している各種契約等について、一部改定、契約更新等を行った。

##### ① 社会保険診療報酬支払基金との医療費支払契約等

社会保険診療報酬支払基金と締結している次の「診療報酬の審査支払に関する契約」などについて、例年と同様、納入期日の改定及び事務費単価改定などに伴う一部改定を行った。

- ア 「診療報酬の審査支払に関する契約」
- イ 「レセプト電子データ提供に関する契約」
- ウ 「特定健康診査及び特定保健指導の費用の決済等に関する契約」
- エ 「出産費等の支払に関する契約」

② 公益社団法人国民健康保険中央会との出産費の支払に関する契約等

公益社団法人国民健康保険中央会と締結している「地方公務員等共済組合法第63条第2項の規定に基づく出産費の支払に関する契約書」第2条に規定する別に定める収納日等について、改定を行った。

③ 特定健康診査・特定保健指導に係る委任契約に関する契約等

健診機関の全国組織との契約（A契約）の締結や、市町村国保ベースを利用した契約（B契約）の締結に向けて各都道府県代表保険者へ提出する委任状の取りまとめ等を実施した。

④ 柔道整復師の施術に係る療養費等の受領委任契約

公益社団法人日本柔道整復師会会員以外の柔道整復師の施術に係る療養費について、各共済組合に代わり柔道整復師との間に受領委任契約を締結している（平成29年度：1,421件）。

なお、平成30年3月末日における柔道整復師との受領委任契約の延べ件数は、24,374件となった。

(6) 情報提供・研修会の開催等

共済組合制度、医療保険制度を中心とした社会保障制度及び資金運用に関する事項について、正会員及び賛助会員を対象に、次の情報提供及び研修会の開催を行った。

① 協議会情報の提供

地方公務員共済組合連合会刊行物等の送付（6回）

PAL「連合会だより」等の各種資料の賛助会員等への提供

② 研修会等の開催

ア 賛助会員懇話会

主として賛助会員を対象に、著名な講師による講演会等を平成29年7月24日（月）に「ホテルグランドアーク半蔵門」で開催した。

○ 講師：御厨 貴 氏（東京大学先端科学技術研究センター客員教授）

演 題：「政治は再稼働するか」

○ 参加者：286名

イ 共済資金運用セミナー

主として賛助会員の共済資金運用担当者を対象に、地方公務員共済組合連合会資金運用担当理事及び金融・経済の専門家による最新の金融・経済をテーマにした講演会等を平成29年11月28日（火）に「ホテルルポール麹町」で開催した。

- 講師：田谷 聡 氏（地方公務員共済組合連合会理事）  
演 題：「皆さまへの感謝とお願い」
- 講師：清家 篤 氏（慶應義塾大学商学部教授、慶應義塾学事顧問）  
演 題：「経済の構造変化と働き方改革」
- 参加者：227名

### ③ 事業年報の作成及び配付

「平成28年度地方公務員共済組合等事業年報」を発行し、正会員及び賛助会員に配付した。

配付部数 413部

（内訳）正会員：256部、賛助会員：148部、その他：9部

### ④ ホームページによる事業情報提供

事業、財務等に関する資料等及び各共済組合向けに特定健診関係の契約書ほか各種情報について、必要に応じ更新を行った。

## (7) 社会保障制度研究セミナーの開催（新規）

年金制度のほか共済組合の事業に関連する年金以外の医療、介護などの社会保障制度並びに疾病予防等の公衆衛生等の社会保障制度全般について、見識を深めてもらうことを目的として、正会員である地方公務員共済組合及び当該共済組合を構成する地方公務員共済組合の幹部職員を対象に、従来、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」）が行ってきた年金問題セミナーを連合会と当協議会とで共催、併せて、当協議会の単独主催である「社会保障制度研究セミナー」を「年金・社会保障制度研究セミナー」として、平成29年10月17日（火）に「東京グリーンパレス」で同日・同時開催した。

### ① 年金問題セミナー（連合会・協議会共催）

- 講師：荒井 仁志 氏（総務省自治行政局公務員部福利課長）  
演 題：「地方公務員共済組合を取り巻く諸問題」
- 講師：駒村 康平 氏（慶應義塾大学教授（慶應義塾大学ファイナ  
ンシャル・ジェロントロジー研究センターセンター長））  
演 題：「新人口推計と公的年金制度の動向」

### ② 社会保障制度研究セミナー（協議会単独主催）

- 講師：古井 裕司 氏（自治医科大学客員教授、内閣府経済財政諮  
問会議専門委員）



演 題：「第2期データヘルス計画の策定及び実施のポイント」

③ 参加者：156名

### 3 理事会・総会の開催状況

平成29年度中における理事会及び総会の開催状況は、次のとおりである。

#### 【理事会・定時総会等の開催状況】

年月日	会議種別	議案
29.4.28	理事会	議案第1号「役員の選任について」 議案第2号「臨時総会の招集の決定について」
29.5.23	臨時総会	議案第1号「役員の選任について」
29.6.7	理事会	議案第1号「平成28年度事業報告及び決算（案）について」 議案第2号「役員の選任（案）について」 議案第3号「定時総会の招集の決定について」 報告事項「平成29年度第1回 職務執行状況報告」
29.6.22	理事会	「会長の選定について」
29.6.22	定時総会	議案第1号「平成28年度事業報告及び決算（案）について」 議案第2号「役員の選任（案）について」
29.7.26	理事会	議案第1号「役員の選任について」 議案第2号「臨時総会の招集の決定について」
29.8.21	臨時総会	議案第1号「役員の選任について」
30.3.5	理事会	議案第1号「平成29年度変更予算（案）について」 議案第2号「一般社団法人地方公務員共済組合協議会会員の会費算定・負担基準の一部改正（案）について」 議案第3号「平成30年度事業計画及び予算（案）について」 議案第4号「臨時総会の招集の決定について」 報告事項「平成29年度第2回 職務執行状況報告」
30.3.26	臨時総会	議案第1号「平成29年度変更予算（案）について」 議案第2号「一般社団法人地方公務員共済組合協議会会員の会費算定・負担基準の一部改正（案）について」 議案第3号「平成30年度事業計画及び予算（案）について」

### Ⅲ 今後の課題

年金関連情報に係るマイナンバーを利用した情報連携に向けた準備作業が滞りなく行われるよう、総務省並びに地方公務員共済組合連合会及び各共済組合とも連絡を密にしながら、必要に応じ、部会等の開催を検討していく。

### Ⅳ 事業報告の附属明細書

平成29年度事業報告には、一般社団法人地方公務員共済組合協議会定款第35条第1項第2号に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は、該当するものがない。